

# 総合評価落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和8年4月15日（水） 神戸市公告
委託名	神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務
業務概要	<p>神戸市（以下「本市」という。）では、これまで「行政手続きのスマート化」を進め、電子申請が可能な手続き数は着実に増加しており、「行財政改革方針 2025」に掲げるスマート化率 70%の目標についても順調に達成してきた。</p> <p>一方で、申請受理後のバックヤード業務では、電子申請データを十分に活用できておらず、目視確認や手作業が多く残っているため、電子申請の拡大が必ずしも職員負担の軽減につながっていない。さらに、一部手続きでは自動審査や自動入力の実装が進んでいるものの、個別最適にとどまっており、低コストかつ迅速に他手続きへ展開できる汎用的な仕組みの構築には至っていない。加えて、行政手続き全体では窓口申請や郵送申請の割合も依然として高く、これらを含めた業務効率化が必要である。</p> <p>このため本調達では、電子申請システム、窓口システム等を通じて申請データの電子化と手続きの利便性向上を図るとともに、審査・入力等のバックヤード業務の自動化・効率化を一体的に実現するシステムを構築する。あわせて、電子申請、窓口、郵送等の多様なチャネルから受け付けた申請を一元的に管理し、業務の省力化を図ることを目的とする。</p>
履行場所	神戸市役所、市内各区役所ほか（別紙仕様書のとおり）
履行期限	令和9年3月31日
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する。

## 2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 11 階  
神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当  
TEL 078-322-6247 Mail: gyousei\_online@city.kobe.lg.jp

## 3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）令和 8・9 年度神戸市物品等競争入札参加資格、または令和 8 年度特定調達契約にかかる神戸市競争入札参加資格を有すること。なお、当該入札参加資格を有していない者は、令和 8 年度

特定調達契約にかかる神戸市競争入札参加資格の申請を行い、認定を受けること。

(申請方法)

神戸市HP：特定調達契約にかかる神戸市競争入札参加資格

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/tokuteichoutatsu.html>

(申請先)

神戸市行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）

電話：078-322-5159

- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記（1）から（5）に掲げる要件を全て満たしていること。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、共同企業体の結成に関する届出書を作成し提出すること。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係るすべての責任を負う。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。
- (7) 業務の一部を再委託する場合、再委託事業者も上記（1）及び（3）から（5）を満たすこと。なお、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、入札に参加できない。また、提案書に再委託を行う業務の内容等を記載し、契約時に本市の承認を求めること。

## 5 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、算出方法は次のとおりとする。  
価格点＝（最低入札価格 ÷ 当該入札者の入札価格）× 価格点配点（満点）  
なお、最低入札価格とは、提出された有効な入札のうち、最も低い入札価格をいう。  
価格点は、算出した値の小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。  
ただし、価格点は価格点配点（満点）を上限とする。
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、技術評価基準要領（別紙）に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

## 6 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法  
令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木）正午  
神戸市ホームページに掲載している秘密保持誓約書を提出した者に対して、2の担当部局から大容量データ共有サービス等にて随時配布する。秘密保持誓約書は原則電子メールによる提出とし、令和8年4月30日（木）正午必着のこと。
- (2) 申請書等の提出方法等  
本件入札の参加希望者は、提出書類の入札参加資格確認申請書及びその他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

## ア 提出方法

電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。

送付先及び到着確認の連絡先は「2 担当部局」に記載の通り。

## イ 提出期限

令和8年4月30日（木）正午まで

## ウ 提出書類

入札に参加しようとするものは、次の書類を提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。申請書類は、全て日本語である必要はあるが、外国法人の場合、これらに相当するものの正本（外国語のままで可）に、日本語訳添付で可とする。

① 入札参加申込兼資格確認申請書（様式1）

② 神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し

※電子入札用ID及びパスワードについては見えないように加工すること

※申請中の場合は、認定後に提出すること

③ 委任状（代表者又は登録済の受任者以外の者が申請する場合のみ）（様式2）

④ 会社概要 任意様式

⑤ 資本関係・人的関係調書（様式3）

⑥ 共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書（様式4）

※共同企業体で参加する場合は、①③の書類は代表事業者について、②④⑤の書類は構成事業者全てについて提出すること。

※業務の一部を再委託する場合は、④⑤の書類は再委託先事業者すべてについて提出すること。

## 7 入札参加資格の審査及び結果の通知

### （1）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については電子メールにより通知する。

### （2）結果の通知

令和8年5月11日（月）まで随時

（3）入札参加資格がないと認定された者には、（2）の通知書にその理由を付す。

（4）（3）の理由を付した（2）の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求められることができる。

（5）（4）により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、委託業務名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面に提出すること。（様式自由。電子メールにより提出すること。）

（6）（4）による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

## 8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

## 9 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

### ア 提出方法

質問書（様式は自由）により電子メールで提出すること。電子メールのタイトルを「神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務に対する質問」とし、必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。送付先及び到着確認の連絡先は「2 担当部局」に記載の通り。

### イ 提出期間

令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木）午後5時まで

(2) 回答は仕様書の追補とみなし、5月11日（月）を目途に全入札者に対して回答する。ただし、提案書の作成に関する質疑のうち、入札者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札者にのみ回答することもある。

回答は電子メールで送信する。

## 10 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

## 11 入札及び提案書提出の日時及び方法

日 時	令和8年4月15日（水）から令和8年5月25日（月）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
提出場所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
提出方法	<p>(1) 入札書については、持参又は郵送とし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。持参する場合は、事前に電話連絡をすること。郵送の場合は、送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。</p> <p>(2) 代表者または受任者が記名押印した入札書の原本1部を封筒に入れ、業務費内訳書の原本1部と併せて封緘すること。封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。</p> <p>(3) 提案書については(2)の封筒とは別に提出するものとする。電子メールにより正本と副本のPDF形式の電子データを提出すること。提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。別途正本として社名入りの表紙を付けたものも提出すること。その際、電子メールのタイトルに「神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務（提案書）【事業者名】」を記載し、電子メールの到達を確認すること。</p> <p>(4) 提案書とあわせて、「技術評価基準要領」の「提案書対応ページ数」欄に該当する提案書のページ番号を記載したものを作成し、提出すること。</p> <p>(5) 業務費内訳書は、入札書提出時に添付することに加えて、データでも提出をすること。その際、電子メールのタイトルに「神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務（業務費内訳書）【事業者名】」を記載し、電子メールの</p>

	<p>到達を確認すること。パスワードは開札日当日まで送付しないこと。（開札日時については、令和8年6月2日（火）午前11時を予定しているが、確定次第、別途連絡を行う。）</p>
<p>入札について</p>	<p>(1) 入札書記載金額について</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>入札書には、本業務の履行に要する一切の諸経費を含めた総額を記載すること。</p> <p>なお、本業務の入札金額の上限（予定価格）は54,400千円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。</p> <p>(2) 業務費内訳書について</p> <p>入札金額に係る積算の業務費内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。</p> <p><u>「業務費内訳書」のデータ提出については、パスワードを設定し、ファイルを開くことができない状態で提出すること。パスワードは開札日当日まで送付しないこと。（開札日時については、確定次第、別途連絡を行う。）</u></p> <p>(3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。</p> <p>(4) 入札価格と予定価格に著しい差がある場合、調査を実施することがある。その場合、調査の結果履行に支障がないと認められた場合に限りその入札を有効とする。</p> <p>(5) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。</li> <li>② 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。</li> <li>③ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。</li> <li>④ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。</li> <li>⑤ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。</li> <li>⑥ 入札参加資格のない者が入札したとき。</li> <li>⑦ 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。</li> <li>⑧ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。</li> <li>⑨ 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。</li> <li>⑩ 入札書に記名がないとき。</li> <li>⑪ 入札書の金額の冒頭に「¥」の記載がない場合。</li> <li>⑫ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。</li> </ol> <p>なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を</p>

	受けている者等、4に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とする。
その他	<p>(1) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <p>① 提案書の全部又は一部を提出しない場合</p> <p>② 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合</p> <p>③ 提案書に虚偽の記載がある場合</p> <p>④ 評価項目にひとつでも欠格がある場合</p> <p>⑤ その他提案書に関して適正な評価ができない場合</p> <p>(2) 提出後の提案書の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(3) 提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(4) 提案書の作成、提出に係る一切の経費は、事業者の負担とする。</p> <p>(5) 提出された提案書は返却しない。</p> <p>(6) 提出のあった技術提案等は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、落札者に決定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。</p>

## 12 提案書作成要領

別紙の「提案書作成要領」を参照。

## 13 提案内容プレゼンテーション及びヒアリング

日 時	令和8年5月29日（金）を予定
場 所	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションは非公開とし、本市職員及び神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務委託事業者選定評価委員が参加する。場所は上記の予定だが、提案書の受付締め切り後に本市から確定した日時・場所・実施方法を連絡する。</li> <li>・また、本プレゼンテーションは、提案書の記載内容を補足するために行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。事業者側からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料配布は認めるが、評価にあたっての正式書類としては取り扱わない。本市及び委員から質問する場合があるので、実際に運営業務を担う管理者等（マネージャー）の予定者が出席すること。</li> <li>・プレゼンテーションの場で、モック環境等を用い、実際の操作画面を実際の業務に即した形で説明をすること。対象とする手続きは任意とするが、窓口システム、AI-OCR、申請管理システムそれぞれシステムについて操作デモを行うこと。合わせて、メンテナンス業務等、提案書の記載内容を補足するために必要な説明を行うこと。その際、本市及び委員が操作できる環境は不要とする。</li> <li>・入札参加者による説明は最大30分とし、本市からの質疑への応答時間を15分とする。</li> </ul>

## 14 開札予定日時及び方法

日 時	令和8年6月2日（火）午前11時を予定
場 所	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(3) 入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。</p> <p>(4) 11の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。</p> <p>(5) 神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。</p> <p>(6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書は無効とする。</p> <p>(7) 提案書の提出がない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札書を無効とする。</p> <p>(8) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。</p> <p>(9) 開札場には、入札者又はその代理人（委任状が必要）並びに開札の執行者、執行立会人以外のものは入室することができない。</p> <p>(10) 日時、場所については、確定次第関係者に通知する。</p>

## 15 落札者の決定方法

別紙の「落札者決定基準」を参照。

## 16 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（各入札参加者の入札価格、価格点、技術点及び総合評価点並びに落札者の商号又は名称を含む。）について神戸市ホームページにより公表を行うものとする。失格・辞退の場合もその旨を表示する。

## 17 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

## 18 契約等に係る事項

### (1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに2担当部局より契約書類等を受領し、その日を含めて10日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをすること。10日以内に所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

### (2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。

(3) 落札者が提出した技術提案等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、不適切と判断した項目については、履行義務としない。

### (4) 契約保証金

ア 契約保証金の額は本業務の契約金額の100分の10以上の額とする。また、契約保証金は契約締結時に納付することとする。

イ 次のいずれかに該当する場合等は、契約保証金の納付を免除することとする。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- ③ 債務の履行を保証する履行保証証券による保証
- ④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- ⑤ 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと判断されるとき。

例：神戸市との同規模以上の契約履行実績の有無 等

ウ 契約保証金は、本業務の最後の履行確認後、支払いを行う際に返還する。

## 19 その他

入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

### (1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。